

大番号	中番号	工程	目的	取組事項	具体的な取組	補足説明	参考文献	
①	原木林の選定、立木の扱いおよび原木の管理	1	原木林・分析用立木の選定	指標値以下の原木林の把握	<ul style="list-style-type: none"> 自ら分析を行い、把握する 県に問い合わせ確認する 文部科学省の航空機モニタリングによる汚染度マップを活用する 	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省は航空機により地表面から1mの空間線量率、地表面のセシウム沈着量を都道府県ごとに調査結果を公表している 	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省航空機モニタリング調査 平成23年度安全「きのご原木」安定供給対策事業報告書(森林総合研究所) 	
		2		好ましい伐採単位の決め方	<ul style="list-style-type: none"> 分析値のバラツキを少なくするため、地域の実情にあった可能な限り小さな面積とし、例えばロットを一山単位(約1ha)の考えもある 	<ul style="list-style-type: none"> 「きのご原木及び菌床用培地中の放射線セシウム測定のための検査方法」では同一市町村の累計10ha以下をロットとしている 	<ul style="list-style-type: none"> きのご原木及び菌床用培地中の放射線セシウム測定のための検査方法(林野庁) 同Q&A(林野庁) 	
		3		分析用立木の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> 空間線量の高い箇所から立木を選定する 玉切り後、径級が細い原木を分析試料とするのが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 「きのご原木及び菌床用培地中の放射線セシウム測定のための検査方法」では森林の林縁(林道脇等)の立木からランダムに3本選出、立木の選定に当たり空間線量を記録するとともに立木の表面線量の予備調査が望ましい 広域において、空間線量率と原木全体の放射線量の相関がある報告はある。同一の林内では相関はないが、空間線量率と原木樹皮の放射線量の相関がある報告はある。 	<ul style="list-style-type: none"> コナラの丸太に含まれる放射性セシウム濃度と空間放射線量、丸太表面線量および樹皮の放射性セシウム濃度の関係(岩手県) 	
		4	分析した立木を3区分(セシウム134,137合計50ベクレル/kg以下、50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下、100ベクレル/kg超)に分類し、区分毎の原木林の取扱	指標値(50ベクレル/kg)以下の立木	<ul style="list-style-type: none"> 指標値以下の原木林である。伐採し、原木として使用できる 	<ul style="list-style-type: none"> 「きのご原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定」、同解説に基づき管理 指標値は、原木の含水率が12%の状態での値 	<ul style="list-style-type: none"> きのご原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定(林野庁) 同解説(林野庁) 同Q&A(林野庁) 	
		5		50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下の立木	<ul style="list-style-type: none"> 50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下の原木林である。 望ましくは伐採せず、原木として使用しない。 やむを得ず伐採し、原木として使用する場合は、伐採時の都道府県で使用し、ロット管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「きのご原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定」、同解説に基づき管理 伐採した同一都道府県で原木を除染し、指標値以下となった場合、指標値以下の原木の扱いとなる 		
		6		100ベクレル/kg超の立木	<ul style="list-style-type: none"> 100ベクレル/kg超の原木林である。 伐採を行わず、原木として使用できない(ただし、200ベクレル/kg以下であれば菌床用おが粉としては使用できる) 	<ul style="list-style-type: none"> 「きのご原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定」に基づき管理 		
		7	放射性物質量が少ない原木確保	原木の使用径級	<ul style="list-style-type: none"> 梢端ほど放射性物質量が高いので細径原木は使用しないのが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質は材部より樹皮に多く含まれており、径級が太いものより細いものが樹皮が相対的に多くなる ただし、具体的な使用可能な径級の値は現時点では示せない 	<ul style="list-style-type: none"> しいたけの原木、ほだ木のセシウムの分布状況(栃木県) 土壌からのコナラ類樹木への取り込み 	
		8	原木の放射性物質の付着防止	原木の管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 植菌前の原木が野外に置かれている場合は粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどに置き、シートで覆う 			
		9	体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用する 			
		10		作業終了後、体の裸出部分洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する 			
		11		使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 使用した機械、機材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する 		
		12		放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	<ul style="list-style-type: none"> 処分場への処分 処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなどで被せる 	<ul style="list-style-type: none"> 本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い 	
		13		トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	<ul style="list-style-type: none"> 生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのごは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する 		
②	購入原木の購入時の確認、管理	1	原木が指標値(50ベクレル/kg)以下であることを確認	購入原木が指標値以下の確認	<ul style="list-style-type: none"> 購入業者から原木の伐採の場所、伐採後の原木の取扱方法、検査方法、検査値を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> 伐採箇所が複数の場合、箇所毎に管理をしているか確認 ロットが大きい場合に特に注意が必要 分析値確認の意味で生産者で分析を行うことも必要 	<ul style="list-style-type: none"> クヌギ原木を使用する際の注意点(福岡県、全国食用きのこ種菌協会) 	
		2	ハラアコブカミキリ対応	九州、中国地域からの原木のハラアコブカミキリの確認	<ul style="list-style-type: none"> 九州、中国地域からの原木・ほだ木の移動は1-2月の冬期に行う。ただし、玉切りを12月に行った場合は、移動可能 枯れた葉はカミキリムシが生息している可能性があり、原木移動の際、間違って混載させないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 九州、中国地域ではほだ木に害虫ハラアコブカミキリの生息事例があり、この地方からの原木を使用する場合注意する 	<ul style="list-style-type: none"> ハラアコブカミキリ(福岡県) 	
		3	ナラ枯れ対応	ナラ枯れ地域からの原木の確認	<ul style="list-style-type: none"> カシノナガキクイムシの穿孔被害のない原木を購入 	<ul style="list-style-type: none"> 30都道府県で確認されたナラ枯れ被害の原木を使用する場合注意する 	<ul style="list-style-type: none"> ナラ枯れ対策マニュアル(日本森林技術協会) ナラ枯れ原木をきのご栽培に使用する際の注意点 	
		4	原木の放射性物質の付着防止	購入原木の管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 植菌前の購入原木が野外に置かれている場合は粉塵、土、腐植層など付着・接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆う 			
③	原木の洗浄	1	原木の放射性物質量の低減	洗浄機、高圧洗浄機等での原木の除染	<ul style="list-style-type: none"> 流水しながら洗浄機、高圧洗浄機、ブラシ等により原木を洗浄する 洗浄時に発生した、沈殿物、浮遊物に放射性物質が特に吸着しており、沈殿物・浮遊物を濾過し回収するのが望ましい 洗浄後の廃水はゼオライト等放射性物質吸着剤で放射性物質を吸着させた後、排水するほうがより望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 経過措置原木・ほだ木を洗浄し、指標値以下になれば指標値以下の原木・ほだ木と同等な扱いになる 洗浄水のセシウム基準値は10ベクレル/kgであるが、放射性物質に関する排水基準値はない(ただし、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」(「線量告示」)平成13年経済産業省告示第187号において、セシウム134、137それぞれ60.90ベクレル/kgと定めている 	<ul style="list-style-type: none"> 原木、ほだ木の除染(福島県、栃木県、茨城県、群馬県) 洗浄機による洗浄効果(茨城県、富士種菌) 洗浄機のカatalog(EMテクノ、高橋水機) 放射性物質に汚染されたきのご原木・ほだ木の除染と洗浄水の処理(全国食用きのこ種菌協会) 	
		2	体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	<ul style="list-style-type: none"> 平均空間線量率2.5μ Sv/h以下の場所でも、放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用するのが望ましい 		<ul style="list-style-type: none"> 森林内等の作業における放射線障害防止に関する留意事項(Q&A)(林野庁) 	
		3		作業終了後、体の裸出部分洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する 			
		4		使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 使用した機械、機材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する 		
		5		放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	<ul style="list-style-type: none"> 処分場への処分 処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなどで被せる 	<ul style="list-style-type: none"> 本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い 	

大番号	中番号	工程	目的	取組事項	具体的な取組	補足説明	参考文献	
③	6	原木の洗浄	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する			
④-1	1	植菌(野外)	植菌工程での放射性物質量の低減	野外での植菌場所の選定、環境整備	・局所的に高い空間線量率が測定される場合があるため、空間線量率の測定を行い、可能な限りの低い場所で行う	・文部科学省は航空機により地表面から1mの空間線量率を都道府県ごとに調査結果を公表している ・望ましい空間線量率は現時点では示せないが、空間線量率が高いと粉塵、土なども高い値であると想定され、原木に粉塵、土が付着しないことが肝要		
	2			野外での植菌作業、植菌後のほだ木の管理	・原木、植菌したほだ木はシート、ブロックなど上に置き、直接地面につけない ・種菌は室内に保管する ・植菌作業は地面に接触させず、シートなどの上で行う ・使用器材はシートなどの上に置き、直接地面と接触させない ・原木のロット毎に清掃し、ロット管理を徹底する ・仮伏せ前のほだ木が野外に置かれている場合は、粉塵、土などが付着・接触しないように、ほだ木をブロックなどの上に置き、シートで覆う	・原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所毎にロット管理を行う。品種毎にロット管理を行ってもかまわないが、品種の違いによるきのこ中の放射性物質量のデータはない ・清掃は放射性物質が吸着した樹皮、原木に付着している汚染土壌、粉塵等を回収することを念頭において行う		
	3			体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	・平均空間線量率2.5μ Sv/h以下の場所でも、放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用するのが望ましい		
	4			作業終了後、体の裸出部分洗浄	・手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する			
	5			使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	・使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する		
	6			放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる	・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い	
	7			トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する		
④-2	1	植菌(施設)	施設内の放射性物質量の低減	施設(ハウスの)場所の選定、環境整備	・局所的に高い空間線量率が測定される場合があるため、空間線量率の測定を行い、可能な限り空間線量率の低い場所で行う ・必要ならば、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く ・施設(ハウス)周辺にスギ、ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する ・既存施設(ハウス)は必要に応じ、シートの張り替え、洗浄を行う ・粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのシート、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考えられる	・農林水産省は[森林における放射性物質の除去及び拡散抑制に関する技術的指針]を公表しており、枝葉は3-4年で更新する ・国有林における森林除染事業において、枝葉の除去は地上から4m程度としている ・放射性物質の除去は上層から下層に向かって行う ・落葉等除去の空間線量率の低減効果は20%程度 ・林床にチップを被覆すると10%程度の線量低減効果 ・表面土壌は5cm程度取り除く ・土壌の除去、砂利の敷設する必要のある空間線量率は現時点ではわからない	・森林における放射性物質の除去及び拡散抑制に関する技術的指針(林野庁) ・森林における放射性物質の拡散防止技術検証・開発事業の結果(林野庁) ・国有林における森林除染事業(関東森林管理局)	
	2			作業時の服装	・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する			
	3			植菌工程での放射性物質量の低減	施設(ハウス)内外での植菌作業、植菌後のほだ木の管理	・施設(ハウス)内に放射性物質が付着している粉塵、土をもちこまない ・原木・ほだ木を施設(ハウス)内にもちこむ場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する ・ハウス内の清掃、洗浄を行う ・植菌するまで種菌は室内に保管する ・原木及び植菌したほだ木はシートやブロックなど上に置き、直接地面につけない ・植菌器材は原木のロット毎に清掃し、ロット管理を徹底する ・仮伏せ前のほだ木が野外に置かれている場合は、粉塵、土などが付着・接触しないように、ほだ木をブロックなどの上に置き、シートで覆う	・放射性物質は粉塵を通して持ち込まれる可能性が大きいので注意 ・清掃は、樹皮破砕物、外部から持ち込まれた汚染物を回収する目的で行う ・できる限り、山水は使用しない。使用する場合には浮遊物、沈殿物を除く ・原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所毎にロット管理を行う。品種毎のロット管理も行ってかまわないが、品種間でのきのこ中の放射性物質量のデータはない	
	4			使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	・使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する		
	5			放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる	・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い	
	6			トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する		
⑤	1	購入ほだ木の購入時の確認・管理	購入ほだ木が指標値(50ベクレル/kg以下)であることの確認・放射性物質の付着防止	購入ほだ木が 指標値以下の確認 、仮伏せ前ほだ木の管理方法	・購入業者から原木の伐採場所、伐採後の原木の取扱方法、植菌場所、ほだ木の取扱方法、検査方法、検査値を確認する ・仮伏せ前のほだ木が野外に置かれている場合は、粉塵、土などが付着・接触しないように、ほだ木をブロックなどの上に置き、シートで覆う	・伐採箇所が複数の場合、箇所毎に管理をしているか確認 ・ロットが大きい場合に特に注意が必要 ・分析値確認の意味で生産者で分析を行うことも必要 ・指標値は、ほだ木の含水率が12%の状態での値		
⑥-1	1	仮伏せ(野外)	仮伏せ工程での放射性物質量の低減	野外での仮伏せ場所の選定、環境整備	・局所的に高い空間線量率が測定される場合があるため、空間線量率の測定を行い、可能な限り空間線量率の低い場所で行う ・必要ならば、下植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く ・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去する	・望ましい空間線量率は現時点では示せないが、空間線量率が高いと粉塵、土なども高い値であると想定され、原木に粉塵、土が付着しないことが肝要 ・放射性物質は、落葉等腐食層、常緑針葉樹枝葉、土壌(5cmまで)に多く存在する ・下層植生、腐植層、土壌の除去、砂利の敷設する必要のある空間線量率は現時点ではわからない		

大番号	中番号	工程	目的	取組事項	具体的な取組	補足説明	参考文献
⑥-1	仮伏せ(野外)	2	仮伏せ工程での放射性物質量の低減	野外での仮伏せ作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ほだ木のロット管理を徹底する ・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとにシートで覆う ・ほだ木はブロックや枕木など上に置き、直接地面につけない ・ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、かや、木材チップ、シートなど敷く方法もある ・散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する ・やむを得ず、山水を使用する場合は、可能な限り放射性物質の値を確認し浮遊物、沈殿物を除いて使用する ・貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する ・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所毎にロット管理を行う ・山水は可能な限り使用しない。やむを得ず使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除く 	
		3	体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	<ul style="list-style-type: none"> ・平均空間線量率2.5μ Sv/h以下の場所でも、放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用するのが望ましい 		
		4		作業終了後、体の裸出部分洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する 		
		5	使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・使用した機械、機材、シート、防風ネットなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する 		
		6	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場への処分 ・処分場が決まっている場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い 	
		7	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	<ul style="list-style-type: none"> ・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する 		
		⑥-2	仮伏せ(施設)	1	施設内の放射性物質量の低減	施設(ハウス)の場所の選定、環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・局所的に高い空間線量率が測定される場合があるため、空間線量率の測定を行い、可能な限り空間線量率の低い場所で行う ・必要ならば、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く ・施設(ハウス)周辺にスギ、ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する ・既存施設(ハウス)は必要に応じ、シートの張り替え、洗浄を行う ・粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのシート、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考慮する
2				作業時の服装	<ul style="list-style-type: none"> ・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する 		
3	仮伏せ工程での放射性物質量の低減			施設(ハウス)内での仮伏せ作業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設(ハウス)内に放射性物質が付着している粉塵をもちこまない ・原木・ほだ木を施設(ハウス)内にもちこむ場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気設備はフィルターをつけることが望ましい ・ほだ木はブロックや枕木など上に置き、直接地面につけない ・ハウス内の清掃、洗浄を行う ・ほだ木のロット管理を徹底する ・散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する ・ハウス外貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質は粉塵を通して持ち込まれる可能性が大きいので注意 ・清掃は、樹皮破砕物、外部から持ち込まれた汚染物を回収する目的で行う ・原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所毎にロット管理する ・山水は使用しない 	
4	使用機械等の放射性物質量の低減			使用機械、機材、資材の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する 		
5	放射性物質汚染物の処分			放射性物質汚染物としての処分	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場への処分 ・処分場が決まっている場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い 	
6	トレーサビリティ対応			作業活動の記録、保存	<ul style="list-style-type: none"> ・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する 		
⑦-1	1	本伏せ(野外)	本伏せ工程での放射性物質量の低減	野外での本伏せ(人工ほだ場 ^{注2} を含む)場所の選定、環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・局所的に高い空間線量率が測定される場合があるため、空間線量率の測定を行い、可能な限り空間線量率の低い場所で行う ・必要ならば、下植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く ・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去する ・既存人工ほだ場は必要に応じ、遮光ネットの張り替え、洗浄を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省は森林における放射性物質の除去及び拡散抑制に関する技術的指針を公表している ・望ましい空間線量率は現時点では示せない ・空間線量率が高いと粉塵、土なども高い値であると想定され、原木に粉塵、土が付着しないことが肝要 ・放射性物質は、落葉等腐食層、常緑針葉樹枝葉、土壌(5cmまで)に多く存在する ・下層植生、腐植層、土壌の除去、砂利の敷設する必要のある空間線量率は現時点ではわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほだ場内の放射性セシウムの分布状況(栃木県) ・ほだ場に移設したシイタケほだ木への放射性セシウムの移行(岩手県) ・放射性セシウムで汚染された環境が原木シイタケ栽培に与える影響(栃木県)

大番号	中番号	工程	目的	取組事項	具体的な取組	補足説明	参考文献
⑦-1	本伏せ(野外)	2	本伏せ工程での放射性物質量の低減	野外での本伏せ作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ほだ木のロット管理を徹底する ・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとに寒冷紗・遮光ネットで覆う。望ましくは、水を透過しないシートを使用する ・ほだ木への土の跳ね返り防止のため、砂利、かや、木材チップ、シートなどを敷く方法もある ・ほだ木はブロックや枕木の上に置き、直接地面につけない ・散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する ・やむを得ず、山水を使用する場合は、可能な限り放射性物質の値を確認し、浮遊物、沈殿物を除いて使用する ・貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する ・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する ・原木クリタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土など使用することも考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所毎にロット管理を行う ・山水は可能な限り使用しない。やむを得ず使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・野外ほだ場における林内雨と落葉の調査(福島県) ・放射性物質に汚染されたほだ場におけるシイタケほだ木の放射性セシウム濃度の変化と落葉除去と巡へ台設置の影響(千葉県)
		3	体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	<ul style="list-style-type: none"> ・平均空間線量率2.5μ Sv/h以下の場所でも、放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用するのが望ましい 		
		4	使用機械等の放射性物質量の低減	作業終了後、体の裸出部分洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・手足、顔など裸出部分を洗浄する 		
		5	使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・使用した機械、機材、防風ネットなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する 		
		6	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い 	
		7	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	<ul style="list-style-type: none"> ・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する 		
		⑦-2	本伏せ(施設)	1	施設内の放射性物質量の低減	施設(ハウス)の場所の選定、環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・局所的に高い空間線量率が測定される場合があるため、空間線量率の測定を行い、可能な限り空間線量率の低い場所で行う ・必要ならば、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く ・施設(ハウス)周辺にスギ、ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する ・既存施設(ハウス)は必要に応じ、シートの張り替え、洗浄を行う ・粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのビニール、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考慮する
2				作業時の服装	<ul style="list-style-type: none"> ・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する 		
3	本伏せ工程での放射性物質量の低減			施設(ハウス)内外での本伏せ作業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設(ハウス)内に放射性物質が付着している粉塵をもちこまない ・原木・ほだ木を施設(ハウス)内にもちこむ場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気設備はフィルターをつけることが望ましい ・夏場対策でビニールを裾上げする場合、外からの粉塵がほだ木に付着しないようにする ・ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけない ・ハウス内の清掃、洗浄を行う ・ほだ木のロット管理を徹底する ・散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する ・ハウス外貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する ・原木クリタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土など使用することも考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質は粉塵を通して持ち込まれる可能性が大きいので注意 ・清掃は、樹皮破砕物、外部から持ち込まれた汚染物を回収する目的で行う ・原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所毎にロット管理する ・山水は使用しない 	
4	使用機械等の放射性物質量の低減			使用機械、機材、資材の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する 		
5	放射性物質汚染物の処分			放射性物質汚染物としての処分	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い 	
6	トレーサビリティ対応			作業活動の記録、保存	<ul style="list-style-type: none"> ・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する 		

大番号	中番号	工程	目的	取組事項	具体的な取組	補足説明	参考文献					
⑧	1	ほだ木の洗浄	ほだ木の放射性物質量の低減	浸水、洗浄機、高圧洗浄機、ブラシ等によるほだ木の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水、洗浄機、高圧洗浄機、ブラシ等により原木・ほだ木を除染する ・洗浄時に発生した、沈殿物、浮遊物に放射性物質が特に吸着しており、沈殿物・浮遊物を濾過し回収するのが望ましい ・洗浄後の廃水はゼオライト等放射性物質吸着剤で放射性物質を吸着させた後、排水するほうが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ・経過措置ほだ木を除染し、指標値以下になれば指標値以下のほだ木と同等な扱いになる ・飲用水のセシウム基準値は10ベクレル/kgであるが、放射性物質に関する排水基準値はない(ただし、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」(「線量告示」)平成13年経済産業省告示第187号において、セシウム134、137それぞれ60.90ベクレル/kgと定めている) ・ほだ木をフェロシアン第二化鉄(紺青/プルシアンブルー)溶液で浸水すると、しいたけへのセシウムの移行が抑制された報告があるが、きのこのフェロシアン第二化鉄の青色の付着、過去に紺青廃棄物から遊離するシアン化合物による土壤汚染や地下水汚染の可能性が指摘された事例があり、使用は今後の研究成果による 	・プルシアンブルーによるシイタケ原木栽培における放射性セシウム移行低減について(森林総研)					
								放射性物質汚染物の処分	洗浄時に発生した放射性物質汚染物の処分	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い 	
								体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用する 		
									作業終了後、体の裸出部分洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する 		
									使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する 	
									トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	<ul style="list-style-type: none"> ・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する 	
⑨	2	発生前ほだ木の管理	3区分(50ベクレル/kg以下、50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下、100ベクレル/kg超)に分類したほだ木の取扱	指標値(セシウム134,137合計50ベクレル/kg)以下のほだ木の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・ほだ木が指標値以下であることを確認することにより使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定」、同解説に基づき管理 						
				50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下の経過措置対象ほだ木の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・ほだ木が50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下ほだ木であることを確認 ・望ましくは廃棄処分 ・やむなく使用する場合、同じ都道府県で使用 ・都道府県が行う出荷前検査の前に、生産者が発生したきのこが50ベクレル/kg以下であることを確認するための原木確認検査を行う ・50ベクレル/kg以下きのこが発生したほだ木から発生したきのこは、県が出荷前検査を行い、きのこが基準値(100ベクレル/kg)以下であることを確認すれば出荷できる。ほだ木は検査実施時の発生期間が終了しても継続使用可能であるが、出荷前検査は発生期間の到来の都度行う必要がある。ほだ木はロット管理する。 ・50ベクレル/kg超きのこが発生したほだ木から発生したきのこは、県が出荷前検査を行い、きのこが基準値(100ベクレル/kg)以下であることを確認すれば出荷できる。ただし、ほだ木は検査実施時の発生期間が終了後、きのこ栽培しない。ほだ木はロット管理する 	<ul style="list-style-type: none"> ・「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定」、同解説に基づき管理 ・指標値は、ほだ木の含水率が12%の状態での値 ・原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、50-100ベクレル/kgほだ木できのこが50ベクレル/kg以下のほだ木毎にロット管理を行う ・原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、50-100ベクレル/kgほだ木できのこが50ベクレル/kg-100ベクレル/kgのほだ木毎にロット管理を行う 						
				100ベクレル/kg超ほだ木の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・ほだ木が100ベクレル/kg超であることを確認 ・全て廃棄処分し、使用しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定」に基づき管理 						
⑩-1	2	発生・休養(野外)	発生・休養工程での放射性物質量の低減	野外でのほだ場(人工ほだ場 ^{注2)} を含む)の選定、環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・局所的に高い空間線量率が測定される場合があるため、空間線量率の測定を行い、可能な限り空間線量率の低い場所で行う ・必要ならば、下植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く ・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しつつ枝葉を除去する ・既存人工ほだ場は必要に応じ、遮光ネットの張り替え、洗浄を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の除去は、上層から下層に向かって行う ・望ましい空間線量率は現時点では示せないが、空間線量率が高いと粉塵、土なども高い値であると想定され、原木に粉塵、土が付着しないことが肝要 ・放射性物質は、落葉等腐食層、常緑針葉樹枝葉、土壌(5cmまで)に多く存在する ・下層植生、腐植層、土壌の除去、砂利の敷設する必要のある空間線量率は現時点ではわからない 						
				野外での発生作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ほだ木のロット管理を徹底する ・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとに寒冷紗・遮光ネットで覆う ・ほだ木への土の跳ね返り防止のため、砂利、かや、木材チップ、シートなどを敷くこともある ・ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけない ・浸水、散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する ・やむを得ず、山水を使用する場合は、可能な限り放射性物質の値を確認し浮遊物、沈殿物を除いて使用する ・浸水槽、貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽、浸水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する ・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する ・原木クリタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土など使用することも考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、発生場所毎にロット管理を行う ・山水は可能な限り使用しない。やむを得ず使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除く 						
				体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	<ul style="list-style-type: none"> ・平均空間線量率2.5μ Sv/h以下の場所でも、放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用するのが望ましい 						
					作業終了後、体の裸出部分洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する 						

大番号	中番号	工程	目的	取組事項	具体的な取組	補足説明	参考文献
⑩-1	5	発生・休養(野外)	使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する		
	6		放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる	・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い	
	7		トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する		
⑩-2	1	発生・休養(施設)	施設内の放射性物質量の低減		・局所的に高い空間線量率が測定される場合があるため、空間線量率の測定を行い、可能な限り空間線量率の低い場所で行う ・必要ならば、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く ・施設(ハウス)周辺にスギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案し枝葉を除去する ・既存施設(ハウス)は必要に応じ、シートの張り替え、洗浄を行う ・粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのシート、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考慮する	・農林水産省は[森林における放射性物質の除去及び拡散抑制に関する技術的指針]を公表しており、枝葉は3-4年で更新する ・国有林における森林除染事業において、枝葉の除去は地上から4m程度としている ・放射性物質の除去は上層から下層に向かって行う ・放射性物質は、落葉等腐食層、常緑針葉樹枝葉、土壌(5cmまで)に多く存在する ・望ましい空間線量率は現時点では示せない ・空間線量率が高いと粉塵、土なども高い値であると想定され、原木に粉塵、土が付着しないことが肝要 ・土壌の除去、砂利の敷設する必要のある空間線量率は現時点ではわからない	
	2			作業時の服装	・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する		
	3		発生・休養工程での放射性物質量の低減	施設(ハウス)内外での発生作業	・施設(ハウス)内に放射性物質が付着している粉塵をもちこまない ・原木・ほだ木を施設(ハウス)内にもちこむ場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気設備はフィルターをつけることが望ましい ・夏場対策でビニールを裾上げする場合、粉塵がほだ木に付着しないようにする ・ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけない ・ハウス内の清掃、洗浄を行う ・ほだ木のロット管理を徹底する ・浸水・散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する ・ハウス外浸水槽、貯水槽は洗浄後使用し、ふたをす。浸水槽、貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する ・原木マイタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土など使用することも考えられる	・放射性物質は粉塵を通して持ち込まれる可能性が大きいので注意 ・清掃は、樹皮破砕物、外部から持ち込まれた汚染物を回収する目的で行う ・原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、発生場所毎にロット管理する ・山水は使用しない	
	4		使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	・使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する		
	5		放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる	・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い	
	6		トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する		
⑪	1	収穫	収穫工程での放射性物質量の低減	収穫作業	・収穫物は、収穫後すみやかに室内に保管する		
	2		使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する		
	3		放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる	・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い	
	8		トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい		
⑫	1	きのこの管理	基準値以下のきのこの確保	きのこの放射性物質の分析	・きのこの放射性物質濃度を測定する	・生鮮きのこの基準値(セシウム134,137の合計値)は100ベクレル/kgである ・乾燥きのこは水に戻して分析を行うか(その場合の基準値は100ベクレル/kg)、あるいは乾燥状態のまま分析することも可能で、乾燥状態の基準値はきのこの種類により異なり、乾燥しいたけ、乾燥きくらげ、乾燥あらげきくらげ、乾燥しろきくらげ、その他きのこ乾燥品はそれぞれ570、1000、490、1500、400ベクレル/kgである ・生鮮きのこの含水率の規定はないため、乾燥気味の生鮮きのこを分析する場合は注意が必要となる	・「食品中の放射性物質の試験法について」(平成24年3月15日厚生労働省食品安全部長通知) ・「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」(平成24年3月15日厚生労働省基準審査課長通知)
⑬	1	乾燥	施設内の放射性物質量の低減	施設環境整備	・既存施設は必要に応じ、洗浄を行う ・粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのシート、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考えられる		
	2			作業時の服装	・施設内専用の履き物を用意する		
	3		乾燥工程での放射性物質量の低減	乾燥作業	・乾燥は室内で行い、天日乾燥しない ・乾燥機、エビラ、床は使用毎に清掃する	・放射性物質が高い値のきのこを乾燥した後、次のきのこの放射性物質量が低い値でも、前の乾燥物の影響を受ける場合があり、注意する	
	4		放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる	・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い	

大番号	中番号	工程	目的	取組事項	具体的な取組	補足説明	参考文献
⑬	5	乾燥	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する		
⑭	1	選別・包装・保管	施設内の放射性物質量の低減	施設環境整備	・既存施設は必要に応じ洗浄する ・粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのシート、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考えられる		
	2			作業時の服装	・施設内専用の履き物を用意する		
	3	選別・包装・保管工程での放射性物質量の低減	選別・包装・保管作業	・選別・包装は室内で行う ・包装資材は室内で保管する ・商品はロット管理できるようにする ・使用器材、作業台、床は使用毎に清掃する。	・生きのこは、原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、発生場所、休養場所毎にロット管理を行う ・乾きのこは、原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、発生場所、休養場所、乾燥機毎にロット管理を行う		
	4	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる	・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い		
	5	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する ・問題が生じたとき履歴が遡及できるように、市町村名及び生産者名の明記が望ましい			
⑮	1	廃ほだ木の処分	暖房用としての廃ほだ木の使用制限	廃ほだ木が暖房用として使用の確認	・廃ほだ木が40ベクレル/kg以下の場合、暖房用として使用可能。 ・灰は事業用一般廃棄物として適切に処理する	・「調理加熱用薪及び木炭の当面の指標値の設定について」(平成23年11月2日林野庁経営課通知) ・40ベクレル/kgは廃ほだ木の含水率が0%の状態でのセシウム134、137の合計値	・きのこ原木やほだ木を燃焼させる場合の取り扱い方法(林野庁) ・調理加熱用薪及び木炭の当面の指標値の設定について(林野庁)
	2			廃ほだ木が40ベクレル/kgを超える場合、暖房用と使用不可で、廃棄処分	・「調理加熱用薪及び木炭の当面の指標値の設定について」(平成23年11月2日林野庁経営課通知)		
	3	廃ほだ木放射性物質汚染物の処分	廃ほだ木を放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する ・その際、シートなど被せる	・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い		
	4	産業廃棄物の処分	放射性物質汚染産業廃棄物の処分	廃プラスチック類の処分	・廃棄資材が廃プラスチック類かの確認をする。廃プラスチック類はビニールハウスなどのビニール、シート、遮光ネット、寒冷紗などである ・処理業者への委託 ・処分業者が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」ビニールなどの廃棄物は廃プラスチック類であり、事業用産業廃棄物として処分しなくては行けなく、資格のある産業廃棄物業者に処分を委託する必要あり	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(環境省)
	5	処分の記録、保存	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する		

注1:ロットはあるひとまとまりの単位で、例えば伐採年、伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所などある。

ロットを細かくすると作業が繁雑となる一方、問題が生じたとき遡及しやすい利点もある。

注2:人工ほだ場は閉鎖空間を保っていないので、本栽培管理では施設と定義しない

